

第8回小樽市保育所の在り方検討委員会 会議概要

日 時 : 平成21年11月24日 (火) 16:00~17:02 (1時間02分)
場 所 : 小樽市役所本館 2階 市長応接室
欠席委員 : なし
事 務 局 : 福祉部長、福祉部主幹 (保育施設担当)、
子育て支援課長、子育て支援課保育係長

(注) 発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

委員長	<p>ただいまから第8回小樽市保育所の在り方検討委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議題は、報告書の内容についてということで、お手元の報告書案の内容について、御議論いただきます。</p> <p>事務局から報告書案の内容について説明をお願いしますが、かなりの内容量になりますので、三つに区切って議論したいと思います。まず、構成と内容の「1はじめに」と「2保育所の現状と課題」について説明をいただきまして、皆様の御意見をお聞きしたいと思います。では、お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告書案について、説明いたします。</p> <p>まず、前回の委員会で出されました意見とそれをどのように報告書案に盛り込むかにつきまして、A4版1枚で「各委員の意見及びその対応について」という資料をお配りしておりますので、まず、そちらの資料から説明いたします。</p> <p>2 (2) 施設状況のところ、公立の場合は一般財源化されていると書かれているが、その結果どうなるのかということが書かれていない。あと、一般財源化という言葉の意味がわかりにくいのではないかと。ということについては、4ページの下段で民間保育所に対する安心こども基金からの交付と、公立保育所については一般財源化という表現ではなく、安心こども基金の対象外という表現に変更しまして、本市の厳しい財政状況では難しいということに記載しています。</p> <p>次に、病児・病後児保育について、さらりと記載されているが、ニーズ調査の結果、要望がかなりあるということも2 (3) で触れてもいいのではないかと。ということについては、5ページの中段で3月に実施しましたニーズ調査の結果としてニーズがあるということと病児・病後児保育の対応が求められていることを記載しています。</p> <p>次に、病児・病後児保育について、保育所単独ではなく病院などのバックアップがないと難しいと思う。できたら、市立病院で考えてもらいたい。ということについては、8ページの中段で、病児・病後児保育の早期実施と医療機関との連携、協力について記載しています。</p> <p>次に、出産前のお母さんが産む不安、育てる不安を解消できるように相談窓口や保育サービスについての情報提供、育児体験などの機会の提供が必要だと思う。ということについては、6ページの上段で子どもを産む不安、育てる不安を解消し、安心して生み育てることができるように、保健所では妊娠中の母親を対象に出産の知識を学ぶことや育児の体験ができる教室を開催しているが、仕事をしている方は参加が難しい。保育所と保健所が連携し、これまで以上に相談窓口や子育て支援サービス等に関する情報提供</p>

や子育てを体験できる機会の拡充等を図る必要があると記載しています。

次に、デンマークでは子どもを両親に返そうと、午後3時以降働いてはいけないというシステムを国として行っている。こういう考え方も必要だと思う。ということについては、1ページの上段、はじめの冒頭に、国の仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの実現について、関係機関や企業などとの協働により、労働時間の短縮など働き方の見直しを含めた総合的な対策が求められるということに記載しています。

次に、今回、政権交代があり、扶養控除の廃止や子ども手当の創設など、女性が働くという方向を加速させるような政策だと思う。この委員会で議論を始めた段階では、そこまでは考えていなかったと思うが、子育ての環境が大きく変わるということも、多少触れてもいいのではないかと。ということについては、これも、1ページの上段で政権が変わり、子ども手当の創設や税制の見直しなど子育てや女性の働き方などの環境が変わることが想定される一方で、保育制度の在り方についての検討が進められており、子どもや女性を取り巻く環境が大きく変化することが想定される。本委員会では、こうした国の大きな流れを認識しつつ、本市の保育所の在り方に絞った形で議論を進めたということに記載しています。

次に、3(3)②特別保育事業等サービスの充実の最後の文章で、市が補助金を出す形で民間が中心となり拡充していく必要があるとなっているが、この文章だけ捉えてしまうと、市立保育所では、あまり力を入れず民間が中心となって行うべきものと感じるが、実際のところはどうか。ということについては、8ページの下段で本市における特別保育事業は、産休明け保育、延長保育、一時保育、休日保育とも民間の方が実施箇所数が多いことから、今後も民間が中心となり拡充していく必要があるが、民間だけに委ねるのではなく、市立としてもこれまで以上に拡充に努める必要があると記載しています。以上が、前回の委員会で出されました意見とそれをどういう形で報告書に記載したかということの説明で、ここの部分は報告書案の中でゴシック体の太字で記載しています。

それでは、報告書案の説明に入ります。

まず、表紙ですが、題名としては「小樽市保育所の在り方について」〔報告〕ということで、下に市長に報告する日付と委員会の名称を記載しています。

2枚目にいきまして、「報告にあたって」ということで、本市の保育所入所児童数は、平成16年度をピークに年々減少傾向にあり、これからの本市の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられない状況にある。推計では、0歳から5歳までの人口は、平成47年度には現在の半数程度まで減少すると予測されている。そのような少子化時代を踏まえて、これからの保育所の在り方を考え、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備していくことが重要な課題となっている。

本検討委員会は、平成20年9月に、子育てをしている人が安心して働くことのできる保育環境の整備充実及びすべての子育て家庭への様々な子育て支援サービスの充実を図るため、市内認可保育所の在り方について総合的な検討を行うとともに市立保育所の規模や配置の在り方について検討を行うことを目的にスタートした。これまで、1年余りにわたり、子どもを取り巻く状況や出生数や保育需要の動向、施設の老朽化などを基に、様々な議論を行いながら、ここに「報告」としてまとめることができた。

明日の小樽を担う子どもたちが、健やかに育つことができる社会、また、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指し、地域

や関係者、そして行政が一体となって子育て支援施策に取り組んでいくことが重要である。今後、小樽市では具体的な検討に着手し、市立保育所の規模・配置について計画を進められることと思うが、この「報告」を基本にいただき、市民の皆さんの理解を得ながら、慎重かつ丁寧に取り組まれることを願っている。としています。

3枚目にいきまして、3枚目は目次ということで、1ページ「はじめに」から16ページ「小樽市保育所の在り方検討委員会会議経過」までとなっています。

次に、4枚目、1ページに入りまして、「1はじめに」ということで、先ほど説明いたしました。冒頭に仕事と生活の調和のことと政権交代のことを記載していきまして、国では、総合的な少子化対策の推進として、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの推進と多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会基盤の整備の二つの取組を「車の両輪」として施策を進めることが必要であるとし、特に、仕事と生活の調和の実現については、関係機関や企業などとの協働体制のもとで、労働時間の短縮など働き方の見直しも含めた総合的な対策が求められ、いろいろな施策に取り組むこととされている。

また、国政においては、今般政権が変わり、子ども手当の創設や税制の見直しなど、子育てや女性の働き方などの環境が変わることが想定される一方で、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計として、保育制度の在り方について検討が進められており、今後、子どもや女性を取り巻く環境が大きく変化することが想定される。本委員会では、こうした国の大きな流れを認識しつつ、本市の保育所の在り方に絞った形で議論を進めたところである。

本市における保育所の状況は、現在、国の定義による待機児童はいないが、年度末には定員を超える児童が入所しており、短期的には現行定員程度の保育需要は見込まれると考えられる。中長期的には少子高齢化の進行に伴い、就学前児童数が大幅に減少することが予測される中で、特に、民間保育所については、入所児童数に基づき算定される運営費負担金によって運営されることから、就学前児童数の減少は大きな影響を及ぼすものである。

このような保育所を取り巻く様々な保育環境の変化に適切に対応する必要があることから、本委員会は、行政とは異なる視点も取り入れながら、次のことを念頭において議論したところである。①小樽市全体を見据えた全市的な見地から、保育環境と子育て支援サービスの充実が図られるよう検討を進める。②人口推移、立地条件、市の財政状況などを踏まえ、実質的な対応の検討を進める。③市立保育所の適正な規模・配置について、検討を進める。としています。

次に、2保育所の現状と課題、(1)定員と入所児童数の状況ということで、本市の4月1日現在における定員は、昭和53年は1,520人であったが、入所児童数の増加に伴い、昭和55年12月1日に定員60人のさくら保育園が、昭和57年4月1日には、定員100人の中央保育所がそれぞれ開設されるなど、昭和57年には、1,715人まで増加している。

2ページに入りまして、その後、昭和60年代に入り、入所児童数が減少する中で、昭和63年には、1,540人まで減少し、平成に入り、さらに入所児童数が減少する中で、平成7年には、1,390人まで減少している。平成8年以降、入所児童数が少しずつ増加するのに合わせ定員も増加しており、平成18年に1,530人となり、現在に至っている。

なお、市立保育所については、赤岩保育所の増改築に伴い、高島保育所を平成14年3月31日に廃止し、また、真栄保育所は、平成20年4月1日に民間に移譲している。

本市の4月1日現在における入所児童数は、昭和53年は1,469人であったが、少しずつ増加し昭和57年には1,554人となった。昭和60年から減少傾向となり、平成4年には1,138人まで減少した。平成5年以降、また増加傾向となり、平成16年には1,528人まで増加したが、それ以降減少しており、平成20年は1,409人、平成21年は1,360人となっている。としていまして、今説明いたしました内容を「定員及び入所児童数の推移（4月1日現在）」ということで、昭和53年から平成21年までの推移を折れ線グラフで記載しています。

本文の説明に戻りまして、この入所児童数の増減については、出生数の増減が要因の一つと考えられるが、社会経済情勢の動向、景気の低迷などによる共働き家庭の増加などの要因もあることから、必ずしも出生数の増減に比例するものではなく、ここ数年は0歳から2歳までの入所児童数が増加傾向にある。入所児童数を地域別に見ると、やはり0歳から5歳までの人口が多い桜・新光方面の児童が他の地域に比べて多い状況にある。今後、0歳から2歳までの低年齢児の保育需要に応じた柔軟な対応が必要であるとともにも地域的な保育需要への対応を検討する必要がある。としています。

3ページに入りまして、今説明いたしました内容を「歳児別入所児童数の推移（4月1日現在）」というグラフと「地区別保育所入所児童数（平成21年10月1日現在）」という表で記載しています。歳児別入所児童数の推移というグラフについては、平成16年から平成21年までの0歳児から5歳児までの年齢別の入所児童数になります。入所児童数は減少傾向にありますが、0歳から2歳までの入所児童数は減少しておらず、むしろ増加傾向にあることが言えると思います。

地区別保育所入所児童数という表は、市内を9地区に分けて、地区別の今年の9月末現在の0歳から5歳までの人口と10月1日現在の保育所入所児童数と人口に対する入所率を記載しています。朝里・桜地区は0歳から5歳までの人口が一番多く、保育所入所児童数も一番多いのですが、入所率は一番低く、蘭島・塩谷地区や高島・赤岩地区が入所率が高い状況にあります。

本文の説明に戻りますけど、本市の人口は、昭和39年の207,093人をピークに減少が続き、平成21年10月末現在の住民基本台帳人口は135,061人となっている。市外転出による社会現象に加え、高齢化による死亡率が増加する一方、出生数が減少しているため、自然減少が拡大しており、今後も人口減少が続くものと考えられる。

4ページに入りまして、入所児童数は、人口、出生数の減少に必ずしも比例するものではないが、将来的な保育所入所対象となる0歳から5歳までの人口減少に伴う保育需要の減少というのは避けられないのではないかと考えられ、今後、こうした保育需要の減少への対応が求められる。としています。

将来推計人口の表ということで、これは財団法人統計情報研究開発センターが平成12年と平成17年の国勢調査の男女、年齢5歳階級別人口を基に推計した人口を平成22年度、平成32年度、平成42年度と記載しています。10年後には、総人口で2万人以上減少し、0歳から4歳、5歳から9歳までの人口はそれぞれ1,000人程度減少すると推計されており、20年後には、総人口も10万人を割り込み、0歳から4歳、5歳から9歳の人口も今の半分になると推計されています。

次に、（２）施設の状況についてということで、本市の市立６か所、民間１４か所の計２０か所の保育所施設の状況については、まず、建築年代を見ると、昭和４０年代建設が、市立３か所、民間６か所の計９か所、昭和５０年代建設が、市立２か所、民間５か所の計７か所、平成年代建設が、市立１か所、民間３か所の計４か所となっており、建築後３０年以上経過している施設が７割を占める状況にある。

構造を見ると、木造が市立３か所、民間８か所の計１１か所、鉄骨造が民間１か所、鉄筋コンクリート造が市立３か所、民間５か所の計８か所となっており、半数以上が木造という状況である。本市の保育所施設は、市立、民間を問わず、大半の施設が建築後３０年以上経過し、老朽化が進んでおり、将来的に改築等施設整備が大きな課題となることが想定される。

なお、社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人が設置する保育所の施設整備については、国、安心こども基金から保育所緊急整備事業として交付される。

公立保育所の施設整備については、安心こども基金の交付対象外となっていることから、本市の大変厳しい財政状況を考慮すると、市立保育所の施設整備は難しい状況ではないかと考える。と前回の委員会で御意見をいただきまして、こういう記載にしています。

５ページに入りまして、保育所建設年次状況の表ですが、建築年度毎の市立、民間保育所の箇所数を記載していきまして、市立、民間保育所とも昭和４０年代、昭和５０年代前半に建設された保育所が７割を占め、老朽化が進んでいる状況がわかると思います。

次に、（３）保育ニーズの多様化と育児力の低下ということで、保護者の雇用・勤務形態の変化や女性の就労機会の増大、子育てに対する意識の変化等により保護者の保育に対するニーズも多様化している。本市における特別保育事業の実施状況を見ると、市立６か所、民間１４か所の計２０か所の保育所のうち、産休明け保育は、市立３か所、民間１３か所の計１６か所、障害児保育は、市立３か所、民間１か所の計４か所、午後７時までの延長保育は、市立２か所、民間５か所の計７か所、一時保育は民間３か所、休日保育は民間１か所で、それぞれ実施しているが、今後、多様化する保育ニーズに対応するため、特別保育事業の拡充に努める必要がある。と、前回の委員会でお示しした内容では、休日保育は民間１か所でそれぞれ実施している。ということで終わってましたので、特別保育の拡充に努める必要がある。ということを追加して記載しています。

また、小樽市次世代育成支援行動計画の後期計画策定に向け本年３月に実施したニーズ調査では、病児・病後児保育を希望する方が延長保育や一時保育を希望する方に比べ多い状況にある。保育サービスを利用している子どもが病気になったときに、どちらかの親が仕事を休んだという方が約９割おり、その半数以上の方ができれば施設に預けたいと希望していることから、病児・病後児保育事業についての対応が求められている。と、病児・病後児保育のニーズ調査の結果について、追加して記載しています。

一方、近年の核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により、家庭や地域が持っている「育児力」が低下してきており、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムが作れないなど子どもの生活が変化する一方で、身近に相談相手がいないことなどから孤立し、子育てに関する悩みや不安、ストレスを抱えている家庭が多くなっている。

そのため、保育所は保育に欠ける子どもの保育とその保護者の支援に加え、これからは、保育所を利用していない子どもを含めたすべての子どもと子育て家庭の支援という

ことで、地域における総合的な子育て支援の中核としての役割が求められている。

6 ページに入りまして、前回の委員会で御意見のありました妊娠中のお母さんへの情報提供ということで、また、子どもを産む不安、育てる不安を解消し、安心して生み育てることができるように、現在、保健所では、妊娠中の母親を対象に出産の知識を学ぶことや育児の実技体験などができる教室を開催しているが、仕事をしている方は参加することが難しい状況にある。今後は、保育所と保健所が連携するなどして、これまでに以上に出産、育児に関する相談窓口や保育サービス等に関する情報提供、子育てを体験できる機会の拡充等を図っていくことが必要である。としています。

最初の説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。ここまでの報告につきまして、何か御意見、御質問等ありますか。

今日、質問が思い浮かばなくても、この資料を持ち帰っていただいて、次回またこの件について、お話いただきたいと思いますので、何かありましたら、その時お話いただいても結構です。

委員 施設の状況ですが、老朽化は概ねわかるのですが、耐用年数過ぎたらもう使えないということではないと思います。建築年度はわかりますが、今後、10年くらいの範囲の中で、本当にもう差し迫っているという建物がどの程度あるのかというのを表現できればと思います。

事務局 本当にもう10年経ったら、間違いなく使えなくなるかといったら、そういうものではないと思います。また、危険な建物で子どもを預かるということには、当然ならないと思いますので、難しいと思います。

委員 昭和40年代の建築では、耐震化はされていないですね。

事務局 耐震改修の促進に関する法律では、保育所は2階建て以上で500㎡以上というのがあります。木造平屋建ては、この法律の対象外です。だからといって大丈夫かとなりますと、それは、非常に難しいところがあります。木造で40年以上経過している建物が、本当にあと何年で使用できなくなるのかという表現が難しいです。

委員 わかりました。

委員長 ほかに、御意見、御質問等ありますか。それでは、説明をお願いしたいと思います。次に、「3保育所の在り方」について、お願いいたします。

事務局 それでは、6ページ「3保育所の在り方」について、説明いたします。

まず、(1)保育所に求められるものとしまして、少子化対策は、日本の将来にわたる重要な課題とされる中で、子どもが発達していく環境をめぐって様々な問題があり、家庭では、核家族化と少子化によって子育ての機能が低下し、地域社会とのつながりが薄らいでいると言われている。

また、非正規社員の増加、多様な勤務形態の広がりの中で、若い子育て家庭の多くは経済的、生活環境的に厳しい状況にあり、生活にゆとりがなく、子どもを生み育てることへの不安や負担感も増えてきており、保護者である大人の育ちや人格形成の不全への対応も課題となっている。

平成21年4月1日から施行された保育所保育指針には、「保育所は、児童福祉法第

39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを特性としている。保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。」と述べられている。

これからの保育所は、これまでの基本的な役割としてきた保育に欠ける子どもを保育すること、保育所を利用する子どもの保護者を支援すること、障害児や児童虐待など特に配慮が必要な子どもを保育することなどに加え、保育所を利用していない子どもや保護者を含めたすべての子どもと子育て家庭への支援が求められている。地域の子育て支援拠点として、子育てに関する様々な相談窓口の開設、情報の提供、子育て関連の講座等の実施、子育て支援サークルへの支援、世代間交流・異年齢児交流の推進など地域社会との連携や協働の中で幅広く子育て環境を整備する必要がある。

7ページに入りまして、(2)市立保育所と民間保育所の役割ということで、認可保育所の役割としては、保育に欠ける子どもを保育するという基本的な役割に加え、保育所を利用していない子どもを含めたすべての子育て家庭への支援が求められており、また、保護者の保育ニーズも多様化してきている。多様化する保育ニーズに応え、地域における総合的な子育て支援の役割を果たすためには、市立保育所と民間保育所が一体となって取り組む必要がある。

市立保育所は、これまでも奥沢保育所と赤岩保育所に併設している地域子育て支援センターを中心に家庭で育児をしている方への育児相談や仲間づくり、子育て支援サークルへの支援、町内会館等へ出向いての子育て支援事業等、保育所入所児童だけではなく、地域の子どもと家庭を含めた子育て支援事業に取り組んでいるが、今後は、潜在的に家庭に引きこもっている保護者や育児不安など精神的ストレスのある保護者などへの支援が大きな役割になるものと考えている。

また、障害児や児童虐待防止のため特に支援を必要とする子どもの積極的な受け入れや病児・病後児保育など採算性の面から民間では取り組むことが難しい保育ニーズに係る機関や地域と連携を図りながら応えていくことが求められている。このような観点から、今後の市立保育所は、保育行政機関として保育所を運営することで得られる情報をもとに保育需要の実情や課題などを的確に把握し、需要に即した保育施策及び子育て支援施策を展開するとともに、保育所の機能を十分に発揮し、地域における総合的な子育て支援の中核施設としての役割が大きくなるものとする。

一方、民間保育所は、育児相談や保育所開放などの事業は実施しているが、市立保育所に併設された地域子育て支援センターで実施しているような子育て支援事業を実施することは、施設、人員、財政等の面から本市ではなかなか難しい状況にある。今後、これまでの通常保育に加え、市の補助事業ではあるが、産休明け保育、一時保育、延長保育、休日保育などの特別保育事業の拡充を図り、できる限り多様化する保護者のニーズに応え、入所児童数の確保に努める必要がある。としています。

(3) 今後の在り方①保育所の配置、定員等ということで、現在、0歳から5歳まで

の人口が多く、他の地域と比べ保育需要が高い桜・新光地区への対応については、保育需要は人口減少に必ずしも比例するものではなく、経済状況による母親の社会進出、保育要件の緩和、幼保一元化などの変動要因により増減はあるとは思うが、少子化が進展中で10年後の保育需要を考えると、この地域での保育所新設の必要性は考えにくく、必要があれば定員の増加で対応することが望ましいと考える。

8ページに入りまして、また、小樽市が本年3月に実施した小樽市次世代育成支援行動計画後期計画策定に係るニーズ調査では、保育所を選ぶ際に希望する場所は、自宅の近くを希望する方が7割近くおり、そのうち、8割を越える方が希望通りの保育所に入所していることから、結果として概ね地域性や保育需要に配慮した保育所配置となっている。

定員については、0歳児から2歳児までの低年齢児の保育需要が増加傾向にあり、逆に、3歳児から5歳児までの保育需要が減少傾向にあることを踏まえ、歳児別定員の見直しを行うなど保育需要の動向に柔軟に対応する必要がある。なお、定員の変更には3年間の実績が必要であることと民間保育所への運営費は定員が少ない方が児童一人当たりの単価が高くなることなどの要素があり、民間保育所にとっては経営への影響も考えられる。

今後、少子化に対応した定員の見直しや統廃合ということ視野に入れておかなければならないと思うが、その場合には、民間保育所に配慮し市立保育所が率先して行う必要がある。銭函地区や蘭島地区といった少し離れた地域については、その地域性を考慮し、保育所を維持していく必要がある。

②特別保育事業等保育サービスの充実ということで、特別保育事業等保育サービスの充実については、保育ニーズを的確に把握し、そのニーズと現在の市立保育所と民間保育所での実施状況を十分考慮した上で、判断していく必要がある。

病児・病後児保育事業については、保護者のニーズも相当高いことから、できる限り早期の実施が求められるが、保育所単独での実施は保育所への負担も大きくなることから、医療機関との連携、協力を図りながら、実施することが必要である。と前回の御意見を受けまして、病児・病後児保育の早期実施と医療機関との連携、協力について記載しています。

休日保育事業は、現在、市内1か所で実施しているが、1回当たりの利用が平均すると5人前後ということで、それほど多くの方が利用されているわけではないが、これはニーズがないというよりも、場所、利用手続などの運用面によるものと考えられる。今後、新たな特別保育事業を実施するに当たっては、できる限り利用しやすい環境を整備することが重要である。

また、本市における特別保育事業は、産休明け保育、延長保育、一時保育、休日保育とも民間保育所の方が実施箇所数が多いことから、今後も民間保育所が中心となり、拡充していく必要があるが、民間保育所だけに委ねるのではなく、市立保育所としても、これまで以上に特別保育事業の拡充に努める必要がある。としています。

9ページに入りまして、③施設整備ということで、保育所施設の状況については、昭和40年代建設の施設が、市立3か所、民間6か所の計9か所、昭和50年代建設の施設が市立2か所、民間5か所の計7か所、平成年代建設の施設が、市立1か所、民間3か所の計4か所となっており、建築後30年以上経過している施設が7割を占め、老朽化が進んでおり、市立、民間を問わず、将来的な改築等施設整備が必要である。

市立保育所については、現在の小樽市の大変厳しい財政状況では、数年以内の改築は難しいものであり、また、真栄保育所のように民間に移譲し、民間で改築を行うという方法も、建設敷地の確保や引き受け先法人が小樽市内にあるのかという課題がある。ただ、建築後40年近く経過した建物を今後、どのくらいの期間使用することが可能かという問題もあることから、大変厳しい財政状況ではあるが、将来に向け施設整備を進める必要がある。

民間保育所については、施設整備に当たり、国から子育て支援対策臨時特例交付金安心子ども基金とそれに伴う市からの補助金が交付されるが、それ以外にも多額の負担が必要となるので、それぞれの法人の経営状況や運営方針などにより、改築に対する考え方も違うとは思いますが、改築については相当厳しいものがあり、老朽化の状況を見ながら修繕で対応している状況である。今後、国からの交付金が増額になり、法人の負担が少しでも軽減されるよう全国の民間保育所が連携し、国に働きかけることも必要である。

④子育て支援事業ということで、子育て支援事業については、現在、市立の奥沢保育所と赤岩保育所に併設している地域子育て支援センターに専任の保育士2名を配置し、家庭で育児をしている方への育児相談や仲間づくり、子育てサークルへの支援、町内会館等へ出向いての子育て支援事業などを実施している。

民間保育所では、曜日を決めて、保育所に親子で遊びに来てもらう保育所開放事業は実施しているが、専任の職員を配置しての子育て支援事業というのは、費用や施設の面から実施していない状況である。

今後は、潜在的に家庭に引きこもっている保護者や育児不安など精神的ストレスのある保護者などへの支援が大きな役割になるものと考えており、事業を拡充していく必要がある。そのためには、これまで実績のある市立保育所に併設している地域子育て支援センターを量的なものを含めて拡充していくことが求められる。

10ページに入りまして、⑤幼保連携ということで、幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや子育てについて不安を感じている保護者の方への支援などの課題があり、制度の枠組みを超えた対応が求められている。国では、両方の良いところを活かしながら、その役割を果たすことができるような新たな枠組みとして、認定子ども園制度を平成18年度からスタートさせている。本市には、現在16か所の私立幼稚園があるが、年々入園児童数が減少し、平成21年度末で1園が閉園を予定しているなど厳しい環境にある中で、今後、幼稚園等の意向を踏まえ、認定子ども園の整備を検討する必要がある。

⑥その他ということで、一つ目に、それぞれの保育所がいろいろな特徴を持ち、保護者が自分のニーズ、考え方に合った保育所を選択できる環境や今の時代に合った新しい保育所の仕組みづくりが求められる。二つ目に、認可外保育施設については、午後10時までの延長保育や緊急的な一時保育など認可保育所に対応していない部分を補完する形で運営されている。一部、小樽市からの補助金はあるが、基本的には、保護者からの保育料で運営されていることから、施設面を含めて、大変厳しい運営となっており、今後、国や北海道に対し、認可外保育施設への支援を働きかける必要がある。三つ目に、首都圏などでは、株式会社が運営する保育所や認可外保育施設があり、子どもが少なくても運営できなければ突然閉園するということが現実には起きている。保育というのは、国が責任をもって取り組むべきものであり、市立保育所でも民間保育所でも、公的な支援が必要である。「3保育所の在り方」についての説明は、以上になります。

委員長 ありがとうございます。では、「3保育所の在り方」につきまして、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

委員 字句のことでいいですか。児童という表現はどうなのでしょう。幼稚園関係では、児童というのは小学生で、幼児という言葉を使っているのが、入園幼児数が減少しとなるのではないかと思います。

事務局 児童でなくて、入園幼児ということですね。

委員 幼稚園の場合は、幼児ということ。保育園では、乳幼児という表現なのですか。

委員 保育園では、乳児、幼児です。

委員長 児童福祉法に児童についての定義がありますね。

事務局 児童福祉法では、18歳未満が児童で、乳児が0歳で、幼児が就学前、それ以降が少年です。正確に言うと保育所の場合は、乳児と幼児と両方併記しないとならないのですが、一般的には児童という言葉を使っているのが多かったのが、こういう表現にしました。

委員長 児童養護施設という場合は、18歳未満の子どもが入りますので、ほかにも子どもという表現もあれば、児童という表現もこの文章自体にありますので、それを全部合わせる必要もないのかなと思います。

委員 子どもの表記もひらがなもありますね。

委員 入所児童数という表現が結構あります。

委員 18歳未満は児童という方が統一性があるかもしれないですね。一般的には保育所では入所児童数といっているのですね。

事務局 そうです。

委員 それであれば、18歳未満は児童ということで、使い分けしないでいいと思います。

委員長 それでは、乳幼児という表現もあまりしないものですから、入園児童数ということにします。ほかに御質問、御意見等ありますか。

委員 保育所に求められるものとして、国では子育て支援や家庭支援が大切になっていますが、少子化や核家族化ということで、保育士としては異年齢交流や世代間交流をするなど、子どもの心の育ちを豊かにするというのも保育所の大きな目的ではないかと思えます。そういう部分では、子どもたちの心の育ちについても触れると、保育士としては、すごく嬉しいと思えます。

委員長 6ページの保育所に求められるものというところですね。

委員 保育所に求められるものとして、行政的な部分はすごくあるのですが、子ども同士の仲間関係というところでも、これからの保育所というのは多分幼稚園でもそうだと思いますが、子どもの心を育てるという部分での存在というの、幼児教育の中では重きが出てくるのではないかと思います。

事務局 6ページの下の方に、世代間交流とか異年齢児交流にも触れていますが。

委員 それとは別で、子ども同士がけんかをしたり、遊んだりする中で心を育てるのも保育所の仕事ですよというところを入れてもらえると、携わる保育士としてはすごくいいなと思います。行政的な視点からではなくてですね。

委員 心の育成ですね。

委員 何かそういうようなところが、保育所の役割としてあると思います

事務局 通常の保育に欠け保育所を利用している子どもの心の育ちというよりも、一般的な子育て支援も含めて、全体的な子どもの心の育ちという形にした方がよろしいですね。保育所に来ている子どもに限定するのではなくて、記載するとすれば、保育所を利用していない子どもも含めた子育て支援の中で、そういう子どもの心を育てるような役割という形で考えてみたいと思います。

委員長 子どもの視点から見たということですね。親にとって、病気の時も預けられる保育所があったらいいとか長時間預けられる保育所があったらいいという親の視点からではなくて、子どもにとって見た場合に、兄弟が少ないからほかの年齢と交わる、交流の機会を増やした方がいいとかそういう視点をも盛り込んだ方がいいということですね。

そうしましたら、この保育所に求められるものの中に、どこかで枕詞の一つとして、子どもの視点に立って見ると、こういう保育所の在り方が望ましいというような一文があればよろしいということですね。では、次の項でそれに関わることが既に触れられている部分がありますので、一つこういう視点からこういうこともいえるというふうに付け加えていただきたいと思います。ほかに御質問、御意見等今の時点でありますか。

それでは、随時質問は受けますが、最後に「4市立保育所の規模・配置に関する計画」について、御説明をお願いします。

事務局 それでは、10ページの「4市立保育所の規模・配置に関する計画」について、説明いたします。まず、(1)計画策定の考え方ということで、市立保育所はこれまでも地域や各行政機関等と連携を取りながら直接保育行政に関わってきている。近年は、奥沢奥沢・赤岩保育所に併設している地域子育て支援センターを中心に家庭で育児をしている方への育児相談や仲間づくり、子育てサークルへの支援等、保育所入所児童だけではなく、地域の子育て支援に取り組んでおり、今後も保育所の機能を十分に発揮し、地域における総合的な子育て支援の中核施設としての役割が大きくなることを考える。

11ページに入りまして、一方、小樽市の財政状況は依然として大変厳しい状況にあり、施設の老朽化や多様化する保育ニーズ、子育て支援の推進等に対応するため、これまで以上に限られた財源、人材を活かした効率的な運営が求められる。少子化が進行し将来的に保育需要が減少する中で、全市的な定員の見直しを検討しなければならないが、この場合には民間保育所の運営実態を勘案しながら市立保育所が定員の調整を行う必要があることから、廃止等を視野に入れて検討することもやむを得ないものであり、検討に当たっては、入所率が低いこと、施設が老朽化していること、地域に他の保育所があることなどが考慮されるものと考えている。

(2)計画策定の際に配慮すべき事項としまして、市立保育所の規模・配置の見直しを行う場合には、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを目指し、多様な市民ニーズに対応した保育サービスや子育て支援の充実が図られるように配慮されなければならないと考えている。

本委員会では、市立保育所の規模・配置に関する計画を策定するに当たり、次の点に配慮することが必要と考える。①国の待機児童の定義では、通常交通手段により30分未満で登園可能であれば登園に無理がないとしているが、0歳児、1歳児という小さい子どもにとっては、例えば、自家用車で30分という距離は危険性があり、また、保護者の勤務時間によっては、かなり早く自宅を出る必要があることから、子どもの基本的な生活の面から心配である。登園に要する時間は、自家用車で出来る限り15分程度を目途に検討を進める必要がある。②0歳児等低年齢児の保育需要が高い傾向にあることから、保育所へ入所することができないという状況にならないように、0歳児の定員拡大など検討を進める必要がある。③今後の市立保育所は、保育需要の実情や課題などを的確に把握し、多様化する保育ニーズに応えるため、病児・病後児保育の実施など特別保育事業の拡充を図るとともに総合的な子育て支援策を推進する必要がある。④市立保育所の施設は、赤岩保育所以外は建築後30年から40年が経過しており、老朽化が著しいことと園庭が狭い施設もあることから、園庭の広さを含めた施設整備を考慮に入れた計画策定が求められる。

12ページに入りまして、(3)計画の進め方についてですけど、市立保育所の規模・配置に関する計画を進めるに当たっては、保育需要の動向や小樽市全体の保育所の在り方を踏まえ、保護者等に説明をして理解をいただきながら、概ね10年を目途に年次計画を策定して段階的に進める必要がある。としています。

13ページ、14ページは、この在り方検討委員会の設置要綱ということで目的、任務、組織等が記載されています。

15ページは、委員の名簿ということで、皆さんの選出区分、お名前、団体等を記載しています。

16ページは、この委員会の会議経過ということで、1回目からですね、会議の開催年月日と議題を記載しています。説明は以上です。

委員長

今、御説明のありました「4市立保育所の規模・配置に関する計画」について、御意見、御質問等ありますか。

これまでの委員会で皆様方が御発言されたのが、報告案の随所に盛り込まれていると思います。先ほどお話したとおり、この報告書案をお持ち帰りになっていただいて、内容を精査していただきたいと思います。

次回が最終回の委員会になりますが、そこで皆様方の御賛同を得られれば、これを決定、報告としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、次回の会議日程について、事務局からお願いします。

事務局

次回、9回目の委員会ですが、12月の16日か17日のいずれかで、時間は午後4時からを考えています。できましたら、この場で御都合をお聞かせいただければと思います。

委員長

12月16日が水曜日、17日が木曜日です。いずれも今日と同じ午後4時からで、この報告書をお読みになってきていただくということで、1時間程度で終わるかと思えます。16日、どうしても都合の悪い方はいますか。17日、絶対来れないという方はいますか。

委員

はい。

委員長 　では、16日で決定ですね。

事務局 　会場はこちらになると思いますけど、後日、文書でご案内いたします。日程は、12月16日水曜日午後4時からということで、よろしくお願いいたします。

委員長 　もし、当日、欠席する場合に御意見、御質問等ありましたら、事務局の方に御連絡ください。次回で、報告決定案というのを作成したいと思います。

　本日、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。皆さん方、何かその他ありますか。事務局から何かありますか。

事務局 　特にありません。

委員長 　それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。

　長時間にわたり、お疲れ様でした。